

【デジタル手続法案】

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
 - 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- <参考> ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
 ※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
 ・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)
- 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
 ・将来的には在外投票におけるインターネット投票

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を經由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を經由して発行することで国外転出しても継続有効 等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日：公布の日から5年以内で政令で定める日

内閣官房

<https://www.cas.go.jp/houan/190315/siryou1.pdf>
 抜粋

住民票(例)、戸籍の附票(例)

住民票 (例)

氏名	このの ぎたろう 甲野 義太郎	明大平 40・6・21 年月日生	世帯主 甲野義太郎 女	本人 世帯員数 2 世帯員番 1	2 4・1・10 出生 4・1・10 転入	届出 4・1・10	住民票コード XXXXXXXXXX	個人番号 XXXXXXXXXX	備考	x x x
住所	東京都千代田区霞が関五丁目1番1号	住民となつた年月日 明大平 4・1・10 出生 4・1・10 転入	異年月日 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平	筆頭者 甲野 義太郎	転居 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平	届出 4・1・10	住民票コード XXXXXXXXXX	個人番号 XXXXXXXXXX	備考	
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地									
前住所	東京都中央区銀座九丁目1番1号									
転出						昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平 昭平				

国民健康保険	記番号 XXXXXXXXXX	資格取得 昭平 4・1・10 昭平 昭平 昭平	資格喪失 昭平 昭平 昭平
後期高齢者医療	番号	資格取得 昭平 昭平 昭平	資格喪失 昭平 昭平 昭平
選挙人名簿	登録 XXXXXXXXXX	支給開始 昭平 昭平 昭平	支給終了 昭平 昭平 昭平
国民年金	基礎年金番号 XXXX-XXXXXX	資格得喪・種別変更 昭平 x・x・x 得・種変・喪 1・任 昭平 得・種変・喪 1・任 昭平 得・種変・喪 1・任	備考
介護保険	番号	資格取得 昭平 昭平 昭平	資格喪失 昭平 昭平 昭平

戸籍の附票 (例)

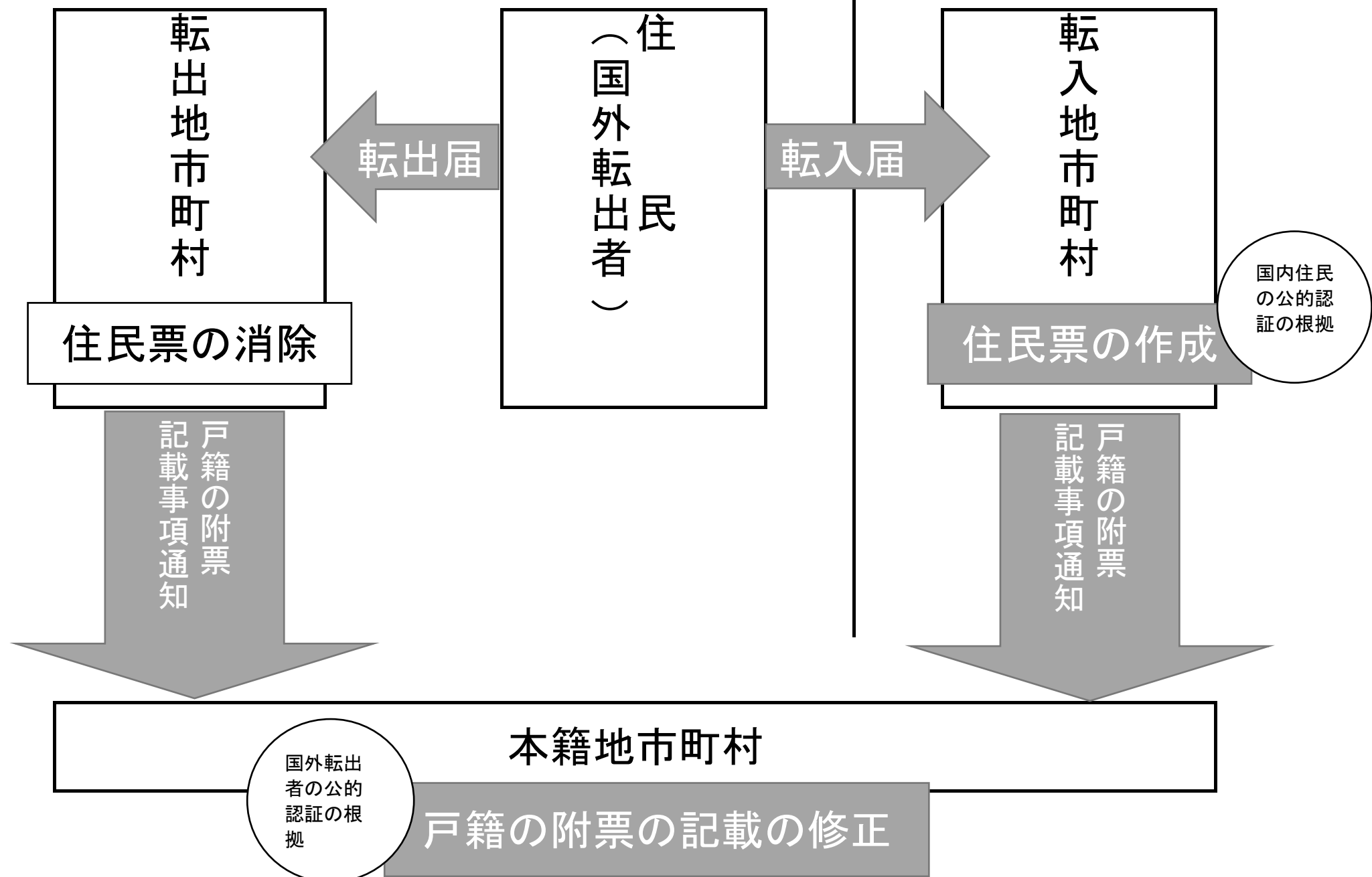
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	番号
										平成4年1月10日転入届出					平成4年1月10日転入届出
										東京都千代田区霞が関五丁目1番1号					東京都千代田区霞が関五丁目1番1号
															住所を定めた年月日 平成4年1月10日
															在外選挙人名簿 登録市町村名
															氏名 甲野 義太郎
															名 梅子 義太郎

総務省
https://www.soumu.go.jp/main_content/000533868.pdf抜粋

○国外転出・国内転入に係る住民票と戸籍の附票

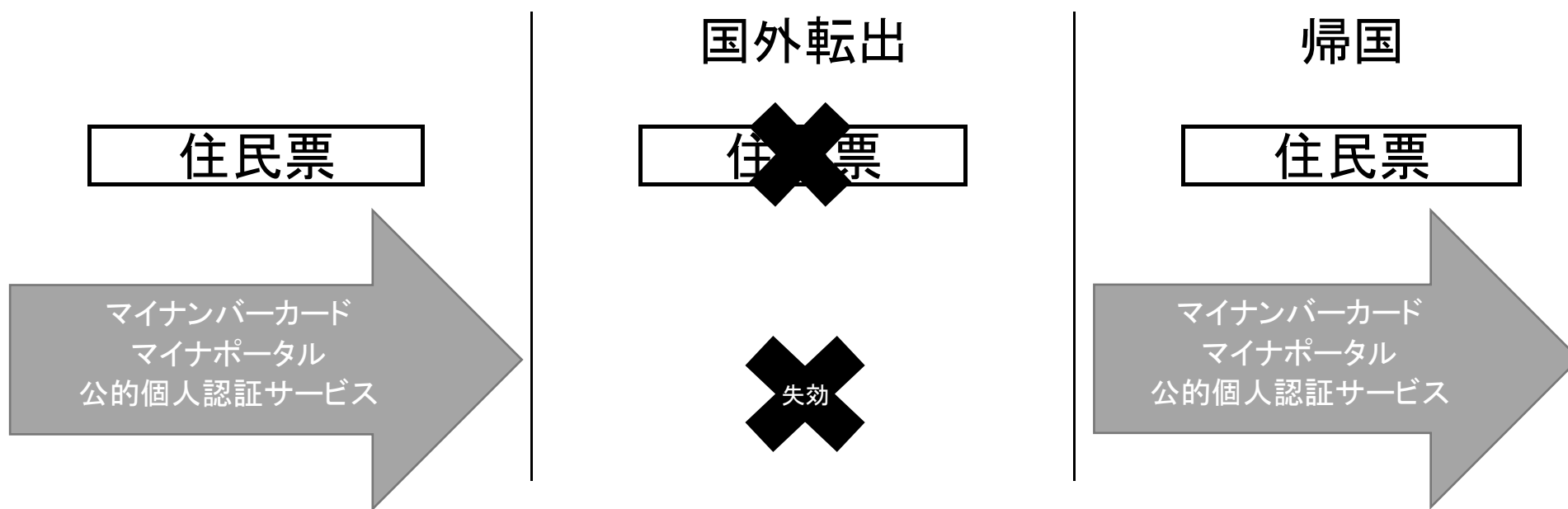
(国外転出時)

(参考 国内転入時)

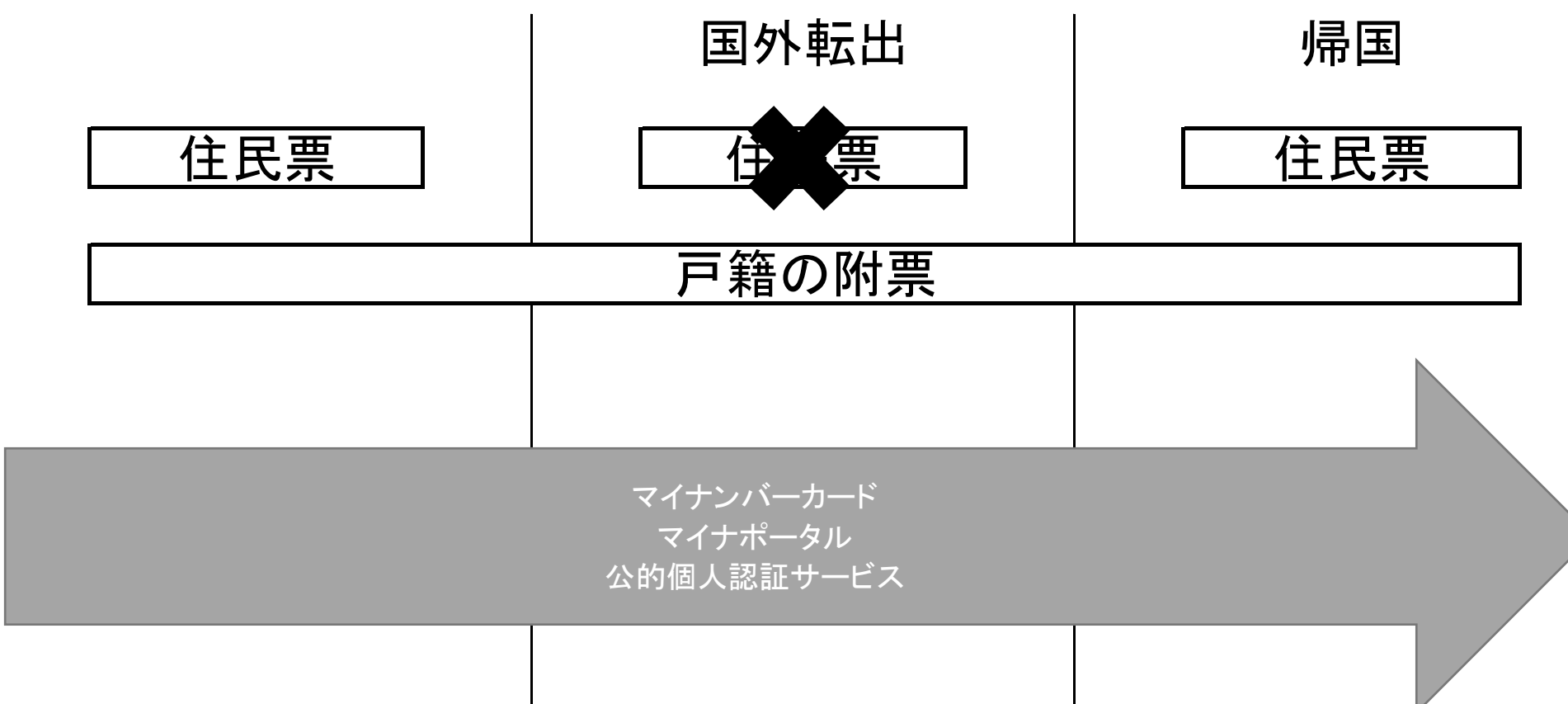


○国外転出に係るマイナンバーカード等の交付・利用について

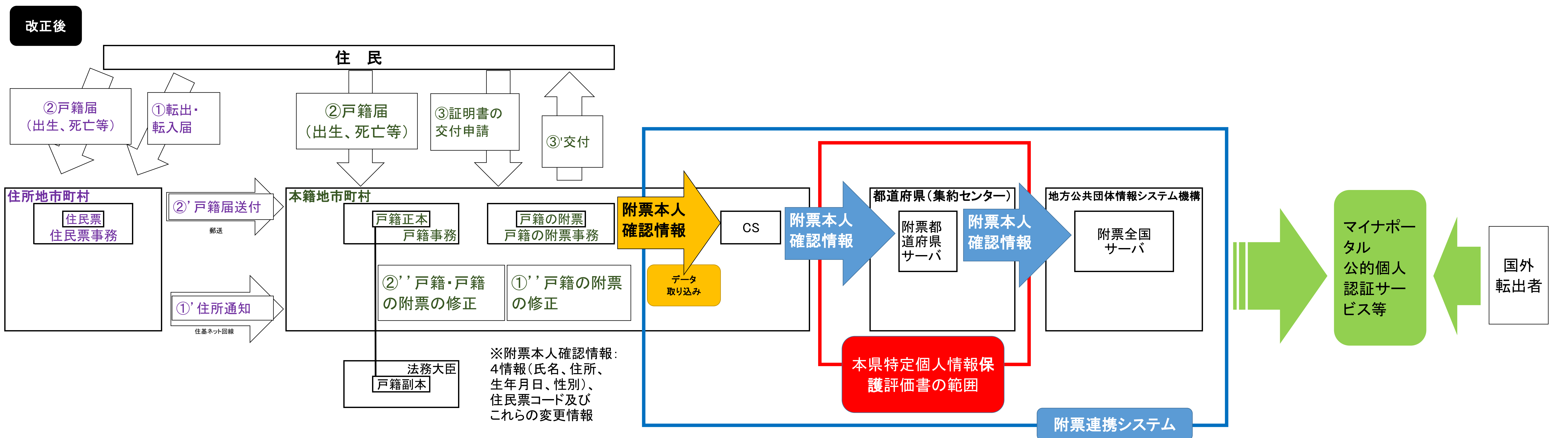
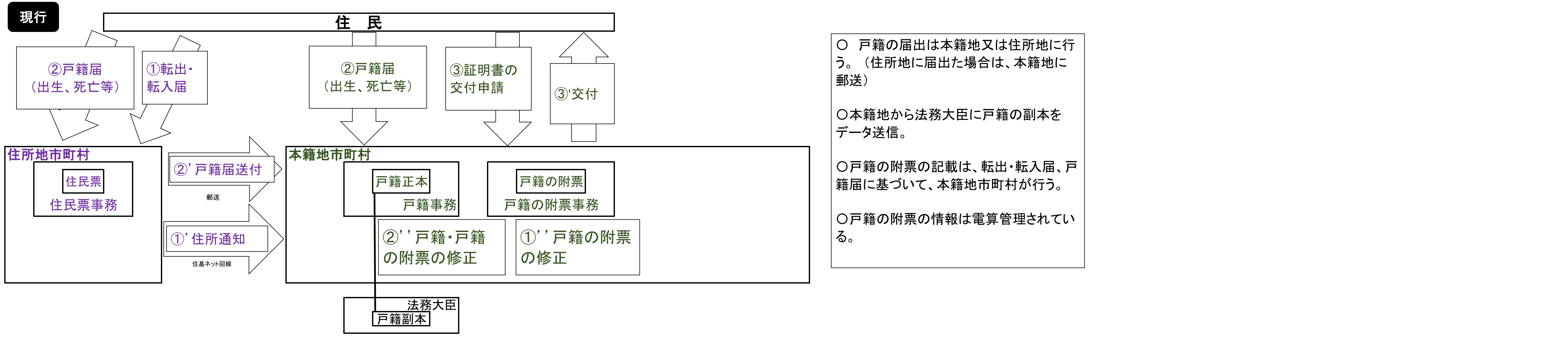
<現行>



<改正後>



附票連携システムの開始に伴う変更の概要



【行政の利用】

福岡県内のいずれかの市町村において戸籍の附票に記録された方の国外転出後の生存状況や氏名の変更状況の確認ができる。(住基法に規定されている、国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

【住民の利用】

戸籍の附票を本人確認の基盤として活用することで、国外転出後も個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、国外転出者も個人番号、マイナポータルや公的個人認証サービスを利用できるようになる。

※マイナポータル: 行政手続を検索し、手続きによってはそのまま申請できる。年金情報等を確認できる。

※公的個人認証サービス: オンラインで申請や届出といった行政手続等やインターネットサイトにログインを行う際に他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータをマイナンバーカード等のICカードに記録することで利用が可能になる。

福岡県市町村におけるコンビニ等での戸籍の附票の取得可否について(2023年10月31日現在)

市区町村名	コンビニ交付	うち、戸籍・附票の取得	
		戸籍	戸籍の附票
北九州市	○	○	○
福岡市	○	○	○
大牟田市	○	○	○
久留米市	○	○	
直方市	○	○	○
飯塚市	○	○	○
田川市			
柳川市	○	○	○
八女市	○	○	○
筑後市	○		
大川市	○		
行橋市	○		
豊前市	○		
中間市	○		
小郡市	○		
筑紫野市	○		
春日市	○	○	○
大野城市			
宗像市	○	○	○
太宰府市	○	○	○
古賀市	○	○	○
福津市	○		
うきは市			
宮若市	○		
嘉麻市	○	○	○
朝倉市	○		
みやま市	○	○	○
糸島市	○	○	○
那珂川市	○	○	○
宇美町	○		
篠栗町	○		
志免町	○	○	○
須恵町	○	○	○
新宮町	○	○	○
久山町	○	○	○
粕屋町	○	○	○
芦屋町	○	○	○
水巻町	○	○	○
岡垣町	○		
遠賀町	○		
小竹町			
鞍手町	○	○	○
桂川町			
筑前町			
東峰村			
大刀洗町	○	○	○
大木町			
広川町	○		
香春町	○		
添田町			
糸田町			
川崎町	○	○	○
大任町			
赤村			
福智町	○	○	○
苅田町	○	○	○
みやこ町	○	○	○
吉富町	○		
上毛町	○	○	○
築上町	○		
合計(市町村数)	48	30	29

* 糸島市については住民票を糸島市に置く場合に取得可

出所: 地方公共団体情報システム機構HP(<https://www.lg-waps.go.jp/01-04.html>)をもとに福岡県デジタル戦略推進室で作成